

雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 1 8 9 万円
(前年度 1 件 2 8 1 万円)

1 保険給付の概要

キャリア形成促進助成金(平成29年4月以降は人材開発支援助成金)^(注)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練又は教育訓練(以下「訓練等」)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、訓練等に要した経費、訓練期間中の賃金の一部等を国が助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般型訓練コース、重点訓練コース、雇成型訓練コース等があり、これらの取組のうち、一般型訓練コースには一般企業型訓練(27年度以前は一般型訓練)等の2種類の訓練等が、重点訓練コースには若年人材育成訓練(27年度以前は政策課題対応型訓練の若年人材育成コース)等の5種類の訓練等が、雇成型訓練コースには認定実習併用職業訓練等の3種類の訓練等がある。

助成金の支給要件は、事業主が、訓練等に要した経費を全て負担していること、訓練等に要した経費の負担の状況を明らかにする書類を整備していることなどとなっている。また、助成対象労働者が通常の業務を離れて行う訓練等や労働者に仕事をさせながら行う訓練等を受講した時間に係る賃金に対する助成については、所定労働時間内に実施された訓練等の時間のみを助成対象とすることなどとなっている。

(注) 平成28年度までに訓練実施計画届が提出された場合は、29年度以降に支給される場合であっても、キャリア形成促進助成金として支給されることになっている。

2 検査の結果

2労働局管内において27年度から30年度までに助成金の支給を受けた2事業主は、一般企業型訓練及び若年人材育成訓練において、訓練等に要した経費の支払の実績を偽ったり、認定実習併用職業訓練において、所定労働時間内に実施されておらず助成対象とならない訓練等の実施を助成対象に含めたりなどして助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する助成金の支給額計638万円のうち計189万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

<事例>

広島労働局は、事業主Aから、27年1月、28年3月及び同年8月に助成金に係る訓練実施計画届等の提出を受けていた。そして、事業主Aから、当該訓練実施計画届に沿って27年3月から28年11月までの間に一般企業型訓練及び若年人材育成訓練を実施して、訓練実施機関に訓練等に要した経費を支払ったとして、27年5月、28年8月及び29年1月に、支給申請書及び訓練等に要した経費の領収書等の添付書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、助成金計128万円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主Aは、訓練等に要した経費を訓練実施機関に支払った事実がないにもかかわらず、訓練等に要した経費を負担したこととするために、かねて取引等の関係がある訓練実施機関に虚偽の領収書等を発行させて、これらの書類を支給申請書に添付するなどして同労働局に提出していた。これらのことから、事業主Aに対する助成金128万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			円	円
岡山	5	1	509万	60万
広島	8	1	128万	128万
計	13	2	638万	189万